

令和 7 年度 船堀駅前地区計画コーディネート業務委託

審査基準

評 価 項 目				審 査 基 準		配点 (100 点)		
企 画 提 案	業 務 内 容 の 理 解 度 (目 的 、 条 件 、 内 容)			本地区の特性の理解及び課題認識がある。		10	75	
	テ ー マ 1	(1)施設整備・ 施設所有形態の 事業スキーム		本地区の状況や地権者の特性を踏まえた効果的な施設 整備、施設所有形態が提案されているか。		15		
		(2)事業スキームに 対する課題及び 課題解決のポイント		事業推進における課題認識が適切か、その課題に対す る解決方法が効果的で実行性の高いもので提案されて いるか		20		
	テ ー マ 2	(1)まちづくり勉強会 の適切なエリアの提案		地権者の特性、各エリアの事業手法を把握しながら、 適切な理由でエリア設定されているか		10		
		(2)まちづくり勉強会 立ち上げまで提案		地権者の特性を把握しながら、その特性に合わせた適 切な必要な取組とロードマップが示されているか。		10		
	テ ー マ 3	エリアマネジメントの 実現に向けた取り組み		現状を適切に把握し、本地区の特性に合わせたエリマ ネ組織の構築するうえで考えられる課題とそれを解決 するための検討ステップが示されているか。		10		
業 務 実 施 能 力	管 理 技 術 者		専 門 技 術	業 務 実 績	平成 27 年 4 月以降にまちづくり計画の検討・合意形成 支援に係る業務（※1）を行った実績がある（最大 5 件）。		5	15
	主 担 当 技 術 者						5	
	会 社 業 務 実 績				平成 27 年 4 月以降にまちづくりコンサルティング業務 同種又は類似業務(※2)を行った実績を有すること（最 大 3 件）。		5	
受 託 見 積 額				見積額が妥当である。		10	10	

※1 「まちづくり計画の検討・合意形成支援」とは、大都市部（以下、政令指定都市、中核市、東京都特別区部をいう）における土地利用に関する整備検討、その整備検討に向けた地元権利者との合意形成を行うものを想定する。なお、まちづくり計画の検討もしくは合意形成支援のいずれかが該当すれば件数に数えることとする。

※2 同種業務とは、都市再開発支援事業における計画コーディネート業務、街区整備計画策定または地区再生計画策定業務までを実施した実績とする。類似業務とは、※1 と同様とします。